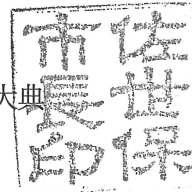


資格審査型制限付き一般競争入札

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 8年 8月 14日

佐世保市長 宮島 大典



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 三川内焼伝統産業会館展示改修業務
- (2) 業務場所 佐世保市三川内本町343
- (3) 業務期間 契約の日 から 令和10年7月31日まで
- (4) 業務概要 三川内焼伝統産業会館の長寿命化改修工事にともなう展示室等の改装
(詳細は別添仕様書のとおり)
- (5) 審査方法 事前審査型
- (6) 入札方法 会場参加型入札

2 入札参加条件及び資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件すべてを満たしていること。
 - ① 建築工事業の内装仕上工事に係る特定建設業の許可を有する者。
 - ② 本公告の日現在において、九州内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
 - ③ 国（公社・公団及び独立行政法人を含む。）、都道府県または市町村が発注し、過去5年以内に竣工（改修を含む）した、博物館、資料館、美術館やそれらに類似する施設の屋内常設展示面積500㎡以上の展示にかかる展示工事（又は展示製作業務委託）を元請けで2件以上契約した実績を有すること。ただし、展示工事（又は展示製作業務委託）とは展示造作、映像ソフト、映像システム、グラフィック、電気設備などについて総合的に製作した業務又は工事を示す。なお、企画展やパネル製作、映像制作、家具製作のみの業務や機材の納品は実績としてみなさない。
 - ④ 業務に係る管理技術者は、当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（制限付き一般競争入札参加資格申請書提出日を含め、3か月以上の雇用関係であること。）がある者で、博物館や資料館、それらに類似する施設の展示業務実績を有する者とする。
なお、実際の業務委託にあたって受注者は、業務の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員の承諾により、管理技術者を変更することができるものとする。
 - ⑤ 佐世保市内に本店または支店・営業所等を有する者は、佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。佐世保市内に本店または支店・営業所等を有しない者は、本店の法人市民税（東京都にあっては、法人住民税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑥ 入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
 - ⑦ 本公告日以前3か月以内に佐世保市から業務委託における成績不良の通知を受けた者でないこと。
 - ⑧ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であつ

ても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。

⑨ 法人登記後1年以上経過しているもの。

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

② 本公告日から落札決定日までの間に、佐世保市が発注する業務委託・工事等・物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止の措置又は佐世保市建設工事暴力団対策要綱・佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者。

③ 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制の措置を受けている者。

④ 系列関係がある会社同士が、本業務の入札に参加することはできない。(いずれか1社のみの入札参加申請を認めるものとする。)

3 最低制限価格

最低制限価格は定めていない。

4 入札保証金

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

5 契約保証金

契約金額の100分の10以上の保証を付さなければならない。

契約保証金の納付は、落札日の翌日から起算して5日以内(佐世保市の休日を定める条例(平成2年条例第22号)第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない)に契約保証金を納付したことを証明する資料(納付済の銀行印がある納付書)の提出、契約保証金の免除については、落札日の翌日から起算して5日以内(佐世保市の休日を定める条例(平成2年条例第22号)第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない)に下記(1)または(2)の要件を証明する資料(過去の契約実績又は履行保証保険証書等)の提出を行うことを必須とする。これら資料の提出がない場合は、契約要件を満たさないものとして契約を締結しない。

(1) 実績による免除の場合

実績による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たす必要がある。ただし、佐世保市入札参加資格者名簿に登録のある者に限る。

① 過去2箇年の間(長期継続契約は、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱別表1に定める期間、債務負担行為に基づく複数年契約は、実績となる契約に設定した債務負担行為の期間)に地方公共団体、独立行政法人又は国(公社及び公団を含む。)と種類及び規模(規模については、長期継続契約における履行済期間を含む。)を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。(複数の契約を合計して同額以上となるものは認めない。)

② 上記履行実績を証明する書類(契約書等)を提出できること。

(2) 履行保証保険への加入による場合

履行保証保険による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たす保険であることが必要

① 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

② 保険金が、契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の10%以上であること。

③ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

6 入札参加資格の審査

(1) 審査資料の提出

入札参加資格審査資料の提出期限は令和8年8月31日（月）16時まで

入札を希望するものは以下の書類全てを提出しなければならない。提出方法は任意とする。

- ① 入札参加資格申請書（本市指定様式）。
- ② 建設業許可証明書（発行から3か月以内で、写し可）。
- ③ 九州内に本社、支店又は営業所を有する事を証明する書類（ホームページ等の写し可）。
- ④ 過去5年以内の実績を証明する書類（契約書の写しのほか、施設の概要が分かる資料）。
- ⑤ 管理技術者の業務経歴書（様式任意）と雇用関係が確認できる証明書（最新のものの写し）。
- ⑥ 法務局が発行する登記事項証明書（発行から3か月以内で、写し可）。
- ⑦ 税務署が発行する「法人税及び消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」（発行から3か月以内で、写し可）。
- ⑧ 佐世保市内に本店または支店・営業所等を有する者は、佐世保市が発行する「滞納のない証明書」（発行から3か月以内で、写し可）。佐世保市内に本店または支店・営業所等を有しない者は、「法人市民税（東京都にあっては、法人住民税）の納税証明書」（発行から3か月以内で、写し可）。

(2) 入札参加資格の審査

書類の受領後速やかに資格審査を行い、受領日翌日から起算して3営業日以内に e-mail にて審査結果を通知する。

7 パスワード申請及び仕様書、設計図等関係書類の取得

パスワード申請期限は令和8年8月31日（月）12時まで

市指定の「パスワード申請書」に必要事項を記載し、巻末に記載の問い合わせ先に連絡のうえ、FAX または電子メールにて送付すること。

仕様書、設計図書等関係書類については、佐世保市ホームページの「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」からダウンロードすること。※関係書類の開封にはパスワードが必要となります。

8 質問等

質問の期限は、令和8年8月21日（金）正午まで

業務内容についての質問は、ダウンロードした仕様書に添付してある本市指定の「質問書」に必要事項を記載し、巻末に記載の問い合わせ先に連絡のうえ、FAX または電子メールにて送付すること。なお、質問はこれらによるもののみとし、電話、口頭での受付は行わない。

質問書の回答は**令和8年8月25日（火）**とし、同日までにパスワード申請があった全ての事業者に回答する。

9 入札の方法等

会場参加型入札とし、次の要領にて行う。

(1) 入札に係る共通事項

- ① 入札書の首標金額欄には、仕様書に基づき算出した総額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税を除いた額）を記入すること。
- ② 予定価格以下の価格で入札した者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において同額の入札をした業者が2者以上あるときは、くじにて落札者を決定する。
- ③ 入札回数は2回とし、予定価格に達せず落札者が決定しない場合は、直ちに、再度の入札を行う。再度の入札に入札に参加する意思がないときは、入札書に辞退の旨を記入し、提出すること。

(2) 入札の無効等

次の各号に該当する場合はその入札書は無効とし、入札者は失格とする。なお、失格となった者は、2回目以降の入札をすることはできない。

- ① 入札に参加する資格がない者のした入札。
- ② 委任状のない代理人のした入札。

- ③入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に名称を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印（会社の印及び代表者の印、代理人が入札する場合は代理人の印）がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの。
 - ④同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの。
 - ⑤入札に際し不正の行為があったと認められるもの。
 - ⑥この公告に定める入札参加資格のいずれかを満たさないとき。
- (3) 同額によりくじになった場合の決定方法は、「佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱」の規定に基づき、次の要領にて行う。
- ①くじ引きは、同額確定後に直ちに実施する。
 - ②くじ引きは、まずくじの順番を決め、その後に落札者決定に係るくじ引きをおこなう。
 - ③くじ引きに該当した者は、これを棄権できない。くじ引き参加は必須とする。

10 入札（開札）の日時及び場所

令和8年9月7日（月）14時00分

佐世保市千尽町1-42 佐世保港国際ターミナル2階 佐世保市役所ふるさと物産振興課 会議室

※遅刻の場合は理由の如何を問わず失格とする。

※悪天候（大雨・大雪・台風接近）等により、入札を延期する際は担当課から別途通知する。

11 入札（開札）の立会い

入札に参加できる人数は、1者につき2名までとし、入札に参加する場合は、身分証明書を持参すること。また、代理人が入札に参加する場合は、指定の委任状のほか雇用関係を証明するもの提出が必要となる。

12 落札者の決定及び契約金額

落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合は、その者を落札者として決定する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格（契約金額）とする。

13 契約の締結

契約の締結は、佐世保市財務規則、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱等の関係法令規則及び要綱等による。契約書は佐世保市の契約書式での契約を原則とする。

14 その他の事項

- (1) この入札にかかる現場説明会は開催しない。
- (2) この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。
- (3) 落札後に落札者が契約を締結しない場合は、指名停止の対象となる。

15 問い合わせ先及び提出先

佐世保市経済部ふるさと物産振興課 〒857-0852 佐世保市千尽町1-42 担当：宮島、瀬尾

電 話：0956-20-1042

FAX：0956-25-9260

メール：fursui@city.sasebo.lg.jp

以 上